令和８年度　飯舘村地域おこし協力隊募集要項（フリーミッション型）

1　雇用関係の有無	なし （村との委託契約）
2　活動概要	協力隊の活動中又活動後に村内で飲食店や小売店等を開業し、村産品の活用や村の PR に積極的に取り組んでくれる方を求めています。 最初の 1 年間は村内事業者や生産者の手伝い支援等を通して村で起業するためのマーケティングを行っていただくほか、必要に応じて研修会や村開催行事等に参加・協力していただきます。2 年目以降は、1 年目の活動を継続しつつ、実際に起業に取り組んでいただきます。
3　募集対象	①3 大都市圏または地域都市等、条件不利地域に該当しない地域にお住まいの方で、かつ、活動開始日に飯舘村内に転入できる方 ※活動開始日は村、関係機関、応募者と協議の上、決定します。 ②地方公務員法第 16 条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない方 ③自動車運転免許を持っており、自家用車またはカーリース等で活動用の自動車を用意できる方 ④概ね 18 歳以上 40 歳未満の方（応相談） ⑤心身ともに健康で、住居や活動拠点を清潔に保ち、行政や地域住民とのコミュニケーションを図ることができる方 ⑥行政区に加入し、地域の活動（集会、草刈り、除雪等）に参加できる方 ⑦パソコン操作（Word、Excel、メール等）及びインターネット、SNS 等の知識を有し、活用できる方 ⑧村の規則や指示等に従うことができる方 ⑨任期終了後も村に定住する意思のある方
4　募集人数	２名
5　勤務地	飯舘村内全域 ※活動内容によっては村外での活動も行います
6　勤務日数	原則、週 5 日程度 ※活動状況等により変動します
7　雇用形態	地域おこし協力隊として飯舘村長が委嘱し、個人事業主として飯舘村が委託契約を締結します。 契約は年度毎に更新となり、最長 3 年間の任期となります。 ※本募集要項等で定める基準に合致しないと村で判断した場合、任期満了前に解職・契約解除となる場合がございます。
8　報酬等	年間 3,500,000 円の報酬費と、活動経費として年間最大 2,000,000 円が支給されます。ただし、年度途中の採用の場合は、活動月数等による月割り支給となります。 なお、活動経費は家賃、自動車リース料、研修等の参加費や旅費、事務用品購入費、空き家改修費等に使用することができますが、事前に村との協議

	が必要なほか、次の内容に当てはまる経費には使用できません。 ・活動に不必要な移動の燃料費や研修参加費等 ・活動に不必要な高級車借上費やグリーン車利用料等 ・活動に対して過剰な性能の高額機材購入費等 ・活動以外での使用等を主な目的とした備品の購入費等 ・空き家改修等を伴わない家具の購入費等 ・その他、村長が活動費として不適当であると認めた経費
９　待遇・福利厚生	①雇用保険には加入しません。国民健康保険、国民年金保険等は各自でご加入ください。 ②住居は各自で手配してください。なお、空き家・空き地バンク登録物件や村営住宅に入居を希望される場合は担当部署にてご案内しますが、満室の場合等は対応できない場合がございます。 ③副業は村の許可があれば可能です。副業を行う場合は事前に村に相談してください。既に副業がある場合等は履歴書等に明記して応募してください。なお、地域住民からの信用を損なう副業等は不可とします。
１０　募集期間	令和９年３月末まで随時受付 ※予定の採用人数を確保できた場合等、早期に募集を終了する場合がございます
１１　審査方法	○応募 次の書類を郵送により下記問合せ先まで提出してください。 ・飯舘村地域おこし協力隊申込書（村ホームページよりダウンロード下さい） ・現住所における住民票の写し ・普通自動車運転免許証の写し（表・裏） ・将来的な起業のイメージ等がわかる書類（任意の様式） ※封筒に「地域おこし協力隊応募書類在中」と記載してください ※提出書類の返却はできません [第一次選考]　提出書類による選考の上、選考結果を文書で通知します。 [第二次選考]　第一次合格者を対象に、面接を随時実施します。面接日時等は、第一次選考の結果と併せて通知します。 ※面接のために必要な交通費等は、応募者の負担とします。
１２　宛先・ お問合せ先	〒960-1892　福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1 飯舘村役場村づくり推進課企画定住係 地域おこし協力隊採用担当　行 TEL 0244-42-1622 E-mail iju-sodan@vill.iitate.fukushima.jp